


宮崎地区 特別支援学校教育相談 利用の手引き



明星視覚支援学校（小学部・中学部・高等部・理療科、寄宿舍）

〒880-0121 宮崎市大字島之内1390

TEL 0985(39)1021

FAX 0985(39)2409

みやざき中央支援学校（小学部・中学部・高等部、寄宿舍）

〒880-0121 宮崎市大字島之内2100

TEL 0985(39)1633

FAX 0985(39)6046

赤江まつばら支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部、寄宿舍）

〒880-0911 宮崎市大字田吉4977-371

TEL 0985(56)0655

FAX 0985(56)0656

清武せいりゅう支援学校（小学部・中学部・高等部）

〒889-1601 宮崎市清武町木原4257-9

TEL 0985(85)6641

FAX 0985(85)6640

みなみのかぜ支援学校（小学部・中学部・高等部）

〒889-1601 宮崎市清武町木原4257-6

TEL 0985(85)7851

FAX 0985(85)7859

1 電話相談について

電話にてご相談をさせていただきます。ご本人や保護者、先生方などのお悩みに関するご相談や、必要な情報をご提供いたします。

対 象

- ・ 就学前から成人まで
- ・ 本人、保護者、学校の先生方、その他

内 容

- ・ 生活習慣に関すること
- ・ 集団生活に関すること
- ・ 学習に関すること
- ・ 学校生活に関すること
- ・ 家庭生活に関すること
- ・ 障がいに関すること
- ・ 関係機関の情報に関すること
- ・ 進路や就労に関すること
- ・ 指導、支援の方法や、特別支援教育推進に関すること

相談方法

- ・ 電話にて、各学校の教育相談担当にご相談ください。



2 来訪相談について

各特別支援学校にお越しただいて、ご相談させていただきます。各特別支援学校の教材や資料等についても直接ご覧いただくことができます。

対 象

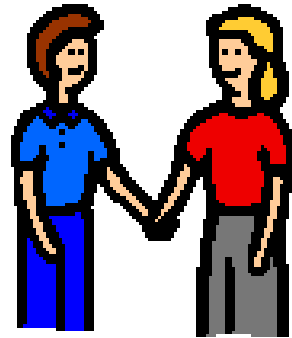
- ・ 就学前から成人まで
- ・ 本人、保護者、幼稚園職員、保育所（園）職員、学校職員、関係機関など

相談担当者

- ・ 教育相談部職員
- ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ (管理職)

内 容

- ・ 生活習慣に関すること
- ・ 集団生活に関すること
- ・ 学習に関すること
- ・ 学校生活に関すること
- ・ 家庭生活に関すること
- ・ 障がいに関すること
- ・ 進路や就労に関すること
- ・ 関係機関の情報に関すること



申込方法

- ・ 電話にて「相談の申し込み」と伝えてください。
- ・ 担当者が相談内容の聞き取りをさせていただきます。内容に応じて相談の日時を調整いたします。

相談当日

- ・ 時間までに各支援学校にお越しください。
- ・ 相談室などで担当職員がご相談させていただきます。その際、内容等をメモなどに記録させていただくことがありますのでご了承ください。

その他

- ・ 相談内容について守秘義務を守ります。
- ・ 相談にかかる費用は、無料です。

3 学校見学について

各特別支援学校の学習の様子や教室の様子などをご見学いただくことができます。授業内容や行事等の都合がありますので、ご見学前に日程の調整が必要となります。

対 象

- ・ 就学前から成人まで
- ・ 本人、保護者、幼稚園職員、保育所（園）職員、学校職員、関係機関など

見学担当者

- ・ 教育相談部員
- ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ (管理職)

内 容

- ・ 就学に関する相談
- ・ 学校の概要説明
- ・ 校舎（施設、設備）等の見学
- ・ 授業参観

申込方法

- ・ 電話にて「学校見学の申し込み」と伝えてください。
- ・ 担当者が聞き取りをさせていただきます。内容に応じて日時を調整させていただきます。

見学当日

- ・ 時間までに各特別支援学校へお越しください。
- ・ 受付表などの記入をしていただきます。
- ・ 聞き取りなどをおこなった後、校舎等の見学をしていただきます。その後、ご質問などにお答えしていきます。

その他

- ・ これから小学生になられる方については、各市町村の就学相談会でのご相談もお勧めいたします。

4 巡回相談について

幼稚園や保育所等、小学校、中学校、高等学校へ特別支援学校の担当職員が巡回訪問をして相談をおこないます。基本的に、巡回相談の要請は各学校等において階層的支援の流れに沿って校内相談を進めていただくことが前提となります。実態把握シートによる実態調査や学年会・校内委員会における検討、保護者相談など、各学校における相談や支援をおこなった上で、校内委員会などで巡回相談が必要であると判断されている場合に巡回相談の要請を申し込んでください。

なお、就学指導に関する内容は特別支援教育コーディネーターの業務内容に含まれません。就学指導については各市町教育委員会との連携をお願いいたします。

対 象

- ・就学前から高校3年生まで
- ・本人、保護者、職員等

内 容

- ・観察による実態把握
- ・関係する職員や保護者を交えた教育相談
- ・心理検査や発達検査の実施
- ・関係機関を交えた支援会議



申込方法

- ・電話にて、「巡回相談の申し込み」と伝えてください。
- ・担当者が状況を聞き取りさせていただきます。内容に応じて巡回相談の日程を調整いたします。
- ・巡回相談を要請する学校の管理職から、特別支援学校の管理職へ巡回相談を要請する旨、電話にてご連絡をいただきます。
- ・別紙様式により「職員派遣依頼書」をお送りください。

相談当日

- ・必要な資料をご用意ください。(実態把握シート、校内委員会の資料、座席表、個別の指導計画など)
- ・相談後、「巡回相談アセスメントシート」により、今後各学校等で取り組んでいただきたいことについてご助言させていただきます。

相談後

- ・「巡回相談経過報告」に相談後の状況をご記入いただき、各特別支援学校へFAXにてご報告いただきます。